

平成 20 年度
化学物質による労働者の健康障害
防止に係るリスク評価検討会
報告書(案)

平成 21 年〇月

目次

1	はじめに	1
(1)	経緯	1
(2)	検討会参集者名簿	2
(3)	開催経過	3
2	リスク評価の手法	5
(1)	リスク評価手法の概要	5
(2)	リスク評価手法の詳細	5
3	リスク評価対象物質	11
(1)	選定の考え方	11
(2)	選定物質	11
4	リスク評価結果の概要及びまとめ	14
5	リスク評価書等 (別冊)	
(1)	初期リスク評価書	
	①イソブレン	
	②2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
	③オルト-アニシジン	
	④オルト-ニトロトルエン	
	⑤2-クロロ-1, 3-ブタジエン	
	⑥コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)	
	⑦酸化プロピレン	
	⑧4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	
	⑨4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	
	⑩2, 4-ジアミノトルエン	
	⑪1, 4-ジクロロ-2-ブテン	
	⑫2, 4-ジニトロトルエン	
	⑬ジメチルヒドラジン	
	⑭ヒドラジン	
	⑮1, 3-プロパンスルトン	
	⑯ベンゾ [a] アントラセン	
	⑰ベンゾ [a] ピレン	
	⑱ベンゾ [e] フルオラセン	
	⑲4, 4'-メチレンジアニリン	
	⑳2-メトキシ-5-メチルアニリン	
	※ 物質毎に、①有害性総合評価表、②有害性評価書、③ばく露作業報告集計表、 ④測定分析法を添付する。	

(2) 有害性評価書

① オルトーニトロアニソール

② 4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩

③ 1, 2-ジブロモエタン (別名EDB)

④ フェニルヒドラジン

※ 物質毎に、①有害性総合評価表、②有害性評価書を添付する。

1 はじめに

(1) 経緯

職場における化学物質は、その種類が多様で、かつ、化学物質を取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にあること等を踏まえ、平成16年5月に「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」が取りまとめられた。同報告書は、化学物質の管理は、事業者が自ら当該物質の有害性等と労働者の当該物質へのばく露レベルに応じて生ずる健康障害の可能性及び程度について評価（リスク評価）を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本であるとしている。同時に、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないこと等を考慮して、国自らも必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、製造等の禁止、特別規則による規制を行うなどの国によるリスク管理が必要であり、また、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、作業環境等のばく露関係情報を収集し、提供する仕組みが必要であるとしている。また、がん等の疾病は、化学物質へのばく露の後、長期間を経過して発症する場合があること等を考慮すると、職業性疾病が発生していない段階においても、化学物質に対する予防的取り組みを踏まえた管理が必要であるとしている。

さらに、平成16年12月27日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要であるとされている。

これらを受けて、平成17年5月に報告された「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、①国が行う化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方及び方法、②リスク評価の結果に基づき国が講ずべき健康障害防止措置及び③ばく露関係の届出について基本的考え方が取りまとめられた。

そして、平成18年1月に公布された改正労働安全衛生規則において、有害物ばく露作業報告の制度が創設され、平成18年度から、有害物ばく露作業報告をもとに、個々の物質のリスク評価が実施されており、これまでのリスク評価の実績は以下のとおりである。

<平成18年度>

平成19年4月、①エピクロロヒドリン、②塩化ベンジル、③1, 3-

ブタジエン、④ホルムアルデヒド及び⑤硫酸ジエチルの5物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成19年度>

平成20年3月、①2,3-エポキシ-1-プロパノール、②塩化ベンゾイル、③オルト-トルイジン、④クレオソート油、⑤1,2,3-トリクロロプロパン、⑥ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、⑦砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）、⑧フェニルオキシラン、⑨弗化ビニル及び⑩ブromoエチレンの10物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成20年度>

アルファ・アルファージクロロトルエン等44物質について有害物ばく露作業報告が実施され（報告対象作業期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日）、これを受けてリスク評価検討会において、これらの物質の有害性評価、ばく露評価を行い、これをもとに労働者の健康に及ぼすリスク評価を行った。

本報告書は、本検討会における平成20年度評価対象44物質のリスク評価の結果をとりまとめたものである。

なお、評価対象44物質のうち、①有害性評価・ばく露評価の双方が終了したものが20物質、②有害性評価のみが終了した物質が4物質、③両方とも未了の物質が20物質であり、本報告書では①及び②についてとりまとめている。

(2) リスク検討会参集者名簿

池田 敏彦 横浜薬科大学教授

内山 巖雄 京都大学名誉教授

江馬 眞 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員

大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授

小西 淑人 社団法人日本作業環境測定協会調査研究部長

○櫻井 治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問

清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授

本間 健資 社団法人日本作業環境測定協会研修センター所長

和田 攻 産業医科大学学長

(○は座長)

(3) リスク評価検討会開催経過

第1回 平成20年6月10日(火)

- ① 平成20年度リスク評価対象物質の有害性評価及び評価値について
- ② 平成20年度リスク評価対象物質のばく露実態調査について
- ③ ホルムアルデヒドを用いた燻蒸作業における労働衛生対策について
- ④ ニッケル化合物の規制対象について
- ⑤ ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る特殊健康診断項目について
(小検討会の検討結果について)

第2回 平成20年8月8日(金)

- ① 「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」の設置について
- ② ニッケル化合物の規制対象について
- ③ ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る作業環境測定基準等の検討状況について
- ④ 「リスク評価手法」の改訂について
- ⑤ 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について
- ⑥ 平成21年有害物ばく露作業報告の対象物質の選定について

第3回 平成20年10月27日(月)

- ① 「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」の中間報告について
- ② 「リスク評価手法」の改訂について
- ③ 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

第4回 平成21年2月12日(木)

- 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

第5回 平成21年2月24日(火)

- 平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第6回 平成21年3月4日(水)

- 平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第7回 平成21年4月17日(金)

- ① 平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について
- ② 平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第8回 平成21年5月15日(金)

- 検討会報告書について

第9回 平成21年5月28日(木)

○検討会報告書について